

徳島県告示第五百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
1	2	鳴門池田	美馬市美馬町字竹ノ内二 一八番一地从先から 同 二 三七番一地从先まで	旧	一〇・八〇 一一・七	五二・二
			同	新	一一・七 一二・四	五二・二